

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 部会及び委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第34条に基づいて、部会及び委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社協活動を円滑に運営し、事業効果を高め、意見を具申するために、社協に次の部会及び委員会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 地域福祉部会
- (3) 民生福祉部会
- (4) 広報委員会

(構成)

第3条 部会及び委員会は、理事、評議員、部会委員で構成する。ただし、理事については当該選出母体の活動を重視し、必要とする部会に配属するものとする。

2 部会委員は、社協活動に関心を持ち、賛同して協力する者を各支所から20名選出し、社協会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 部会及び委員会に、部長及び委員長並びに副部長、副委員長を設置し、理事及び評議員がこれにあたる。

2 部長、委員長は、会務を総括する。

3 副部長、副委員長は、部長、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会及び委員会は、部長、委員長が必要に応じ招集し、議長となり会議を運営する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮りこれを定める。

附 則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。